

京都市告示第 2 5 8 号

生活保護法第 4 9 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 1 4 条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき，生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 2 項第 3 号（改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を，次のとおり指定しました。

平成 2 5 年 8 月 1 2 日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
保科医院	中京区西木屋町通六角下ル山崎町 2 5 8	平成 25 年 7 月 1 日
土井診療所	右京区西京極西川町 1 7 番 8	平成 25 年 7 月 1 日
林戸耳鼻咽喉科医院	伏見区魚屋町 5 6 9	平成 25 年 7 月 1 日
医療法人京楓会まつだ 小児科	山科区大宅関生町 6 7 番地	平成 25 年 7 月 1 日
医療法人すみれおおく ば歯科医院	左京区田中大堰町 2 1	平成 25 年 7 月 1 日
医療法人すみれおおく ば歯科クリニック	左京区下鴨高木町 3 9 番地 3	平成 25 年 7 月 1 日
新井歯科医院	右京区嵯峨天竜寺若宮町 4 - 4	平成 25 年 7 月 1 日
みほ矯正歯科医院	山科区上野御所ノ内町 4 - 2 大栄ビル 4 F	平成 25 年 7 月 5 日

名 称	所 在 地	指定年月日
上鳥羽薬局	南区上鳥羽城ヶ前町 1 - 1	平成 25 年 8 月 1 日
嵯峨野ゆう薬局	右京区嵯峨野開町 2 9 番 3 ジャンベルビル 1 F	平成 25 年 7 月 1 日
ケアサポート京	下京区猪熊通松原上る来迎堂町 7 1 3 - 1	平成 25 年 6 月 14 日

( 保健福祉局生活福祉部地域福祉課 )